小島地区中学生貸切タクシー借り上げ仕様書

（長期継続契約）

１　業務名

　　「小島地区中学生貸切タクシー借り上げ」とする。

２　業務の目的

本業務は、路線バス廃止に伴う小島地区の川俣中学校生徒（以下、利用者という。）の下校の貸切タクシーを配車し下校手段を確保することを目的とする。

３　運行期間

令和７年１０月１日から令和８年９月３０日

４　運行区間

　川俣町役場～各小島地区スクールバス乗降所（終点：小島下ノ町）６．７km

（別紙参照）

５　車両確保

　　利用者最大１０名が乗車できることとするが、車両の台数は問わないものとする。

６　運行時間・便数

　（１）運行時間

　　　運行時間は、町が受注者に示す配車計画表によるものとする。配車計画表の提出は運行日の前日までとする。

（２）運行便数（予定）

　　　授業終了後１便、部活動終了後１便　計２便とする

　　　※毎週水曜日は部活動を実施しないため、１便のみ

　　・令和７年度（１０月～３月）　下校２便：７２日、下校１便：３５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　運行便数：２便×７２日+１便×３５日＝１７９便

　　・令和８年度（４月～９月）　　下校２便：７９日、下校１便：２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　運行便数：２便×７９日+１便×２０日＝１７８便

　　・契約期間全体　　　　　　　　下校２便：１５１日、下校１便：５５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　運行便数：２便×１５１日+１便×５５便＝３５７便

７　利用者の乗車方法

　（１）利用証の提示

　　　利用者はタクシーに乗車する際に、町が発行した「利用証」をタクシードライバーに提示する。

（２）利用形態

利用者の利用形態は以下の２種類とする。

　　　　・都度利用：利用者は1回400円の料金を乗車時にタクシードライバーに支払い利用するものとする。

　　　　・定期利用：利用者は400円×日数×0.5（割引率）で算出した利用料金を利用する前に受注者に支払い利用するものとする。

８　利用者がいない場合の対応

　　運行のキャンセルがあり、タクシーが運行しない場合は契約金額の減額を行うものとする。

９　利用料金の徴収方法

　　貸切タクシーの利用料金については、以下に定める方法とする。

（１）定期利用

　受託者は、利用者から現金で料金を、事務所で徴収するものとする。

（２）都度利用

　受託者は、運転手が利用者から直接徴収するものとする。

10　利用料金の収納

　　貸切タクシーの毎日の料金収入については、料金を集計し、日報を作成するものとする。

　　また、日報は運行日別に作成し、１か月分をまとめた月報を作成するものとする。

11　契約条件等

　（１）借り上げ料金の請求

　　受託者は当月分の運行が完了したときは、翌月の5日までに、運行報告書とともに借り上げ料金の請求書を町に提出するものとする。

（２）借り上げ料金の支払い

　　受注者は以下の式により借り上げ料金を算出し、町は借り上げ料金から利用者の利用料金（都度利用、定期利用）を差し引いた額を請求から３０日以内に支払うものとする。

　式（距離制運賃（税込）＋時間距離併用運賃（税込））

　　※上記式に基づき、運行した便数の実績により料金を算出する。

　（３）運行報告書の提出

　　　受注者は、借り上げ料金の請求時に以下の報告を行うものとする。

　　　・運行日数

　　　・運行便数（下校２便それぞれの本数）

　　　・乗車人数（定期利用、都度利用それぞれの人数）

12　保険

受注者は車両の任意保険に加入すること。保険内容は次のとおりとする。

・対人賠償　無制限

　　・対物賠償　無制限

13　その他

　　　この仕様書に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。